

## 利 用 の ま え に

### I 利用上の注意

- 1 この資料は、2010年（平成22年）2月1日現在で実施した「2010年世界農林業センサス」（農林水産省所管）の結果の一部を取りまとめたものです。
- 2 2010年（平成22年）の数値は、すべて概数であり、後日農林水産省が公表する数値を確定値とします。
- 3 地区については、農業協同組合支所別に表章しました。ただし、戦災復興地域については別に計上しています。
- 4 各表の数値は四捨五入して計算していますので、統計表の計の数値と一致しない場合があります。
- 5 面積は、単位「アール（a）」で調査しましたが、この資料の統計表によっては単位を「ヘクタール（ha）」で表章しているため、表間の数値が一致していない場合があります。
- 6 統計表の符号は、次のとおりです。

「—」	…	該当数値のないもの	「…」	…	数値が不詳のもの
「△」	…	負数又は減少を示す	「○」	…	数値が単位未満のもの
「×」	…	数値を秘匿したもの	総客体数が1又は2の場合数値を秘匿、総客体数3以上でも関連する場合は秘匿したもの		

### 7 表章の範囲

各年調査日現在の市域での数値となっています。今回の調査日現在では、旧神辺と合併していましたので含んでいます。

### II 調査の概要

- 調査目的 … わが国の農林業行政に係る諸施策及び農林業に関する行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備する。
- 調査期日 … 2010年（平成22年）2月1日
- 調査系統 … 農林水産省—県—市区町村—指導員—調査員
- 調査対象 … 農林業経営体
- 属人調査 … この調査は属人調査であるため、調査対象である農業及び林業経営体の所在する市区町村で調査しています。したがって、本市に耕地又は山林を有していても、経営体の所在する市区町村において計上されています。

### III 用語の説明

- 農林業経営体…… 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
- (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業
- |               |       |                                      |
|---------------|-------|--------------------------------------|
| ① 露地野菜作付面積    | ..... | 15 a                                 |
| ② 施設野菜栽培面積    | ..... | 350 m <sup>2</sup>                   |
| ③ 果樹栽培面積      | ..... | 10 a                                 |
| ④ 露地花き栽培面積    | ..... | 10 a                                 |
| ⑤ 施設花き栽培面積    | ..... | 250 m <sup>2</sup>                   |
| ⑥ 摹乳牛飼養頭数     | ..... | 1 頭                                  |
| ⑦ 肥育牛飼養頭数     | ..... | 1 頭                                  |
| ⑧ 豚飼養頭数       | ..... | 15 頭                                 |
| ⑨ 採卵鶏飼養羽数     | ..... | 150 羽                                |
| ⑩ プロイラー年間出荷羽数 | …     | 1,000 羽                              |
| ⑪ その他         | ..... | 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 |
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。）
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m<sup>3</sup>以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち（1）、（2）又は（4）のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。
林業経営体	「農林業経営体」の規定のうち（3）又は（5）のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
法人化している (法人経営体)	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう(一戸一法人は含まれる。)。
農事組合法人	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	以下に該当するものをいう。
株式会社	会社法(平成17年法律第86号)に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法(平成17年法律第86号)に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法(平成17年法律第86号)に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法(平成7年法律第105号)に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	以下に該当するものをいう。
農協	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織(経済連等)が該当する。
森林組合	森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社(第3セクター)もここに含める。

その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
個人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない。）。
経営耕地	調査期日現在で農林業経営体が経営する耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畠）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。
<b>経営耕地＝所有地（田、畠、樹園地）－貸付耕地 －耕作放棄地＋借入耕地</b>	
田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。
畠	耕地のうち、田と樹園地を除いた耕地をいう。
樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
耕作放棄地	以前耕地していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。
保有山林	世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいう。
単一経営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一複合経営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。

複合経営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。
農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯をいう。
林家	調査期日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。
農業専從者	調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
生産年齢人口	15～64歳の者をいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。